

職員研修所移転に係る施設改修業務

質問書への回答

Q. 共同企業体として応募する場合、登記簿謄本（又は登記事項に関する全部証明）は発行できないため、納税証明書（様式その3の3）、神戸市契約等からの暴力団体関係者排除に係る誓約書を提出すればよいか。

A. 共同企業体の場合、グループ構成表を提出頂き、代表者となっている企業の登記簿謄本等の提出をお願いいたします。

Q. 既にブラインドが設置されているが、提案の雰囲気に合わせてブラインドもしくはカーテンなどに更新することは可能か。また、その他必要と思われる家具などの提案は可能か。

A. ブラインドまたはカーテンに更新することは可能です。別紙「現在の研修所から移設する予定のもの一覧」を参考に、その他必要と思われる家具を提案いただくことは可能です。

Q. 内装工事に際し、アスベストは除去済みの想定で問題ないか。

A. 施工前にアスベストの調査が必要です。

Q. 8F 事務室 什器情報について、転用什器のリスト（品目・サイズ・数量など）は提供可能か。

A. 型番などが分かるものについては、別紙「現在の研修所から移設する予定のもの一覧」にまとめておりますので、ご参照ください。

Q. 音響設備等機器類の移設に関しては、撤去・運搬は本業務に含むのか。

A. 含みます。

Q. 9F 研修室について、スクリーンは埋込設置が必須か。

A. 必須ではありません。

Q. 各種機器設置及び配線計画に向け、分電盤図面の提供は可能か。

A. 別紙のとおりです。

Q. 9F 倉庫床（P タイル）は既存撤去せず、上貼での提案でも問題ないか。

A. 倉庫の使用上、支障がないようであれば問題ありません。

Q. 「騒音、振動、臭気に関する作業については、原則として、20:00～翌 6:00 の夜間工事とする。その場合、本市の承諾を得ること。」とあるが、床張替に使用する床糊は水性仕様になる。これは臭気作業対象になるのか。

A. できる限り夜間の工事で対応してください。ただし、ファッションマートと相談の上、問題がないようであれば昼間に工事をしていただくことは可能です。

Q. 8 階事務室において、什器 フェルベクトの机を何人で使用するのか。

A. 1 つ机を 1 人で使用し、フェルベクトをロの字に配置して、計 4 名で使用する予定です。

Q. 8 階事務室において、受付カウンターは必要か。

A. 不要です。

Q. 8 階事務室において、木製ユニットシェルフの数はいくつか。

A. 1 つです。

Q. 8 階事務室において、仕様書には書いていない窓際の打ち合わせスペースについて、什器の提案は必要か。

A. 部屋のデザインが決定したのちに、什器などを決定していく予定ですが、今回の提案に含んでいただいても問題ありません。

Q. 研修室 4A のコワーキングスペースの使い方について、レイアウトを変更できるようにするというのは、利用者が都度簡単に変更できるようにするのか、年に数回大人数で動かすような使い方か。

A. 利用者が都度簡単に変更できるようにしてください。

Q. 9階研修室4Aにおいて、家具、什器の提案は必要か。

A. 部屋のデザインが決定したのちに、什器などを決定していく予定ですが、今回の提案に含んでいただいても問題ありません。

Q. 9階研修室の天井高さは何メートルか。

A. 共通で 2.7m です。

Q. 仕様書には入っていない9階廊下の壁塗装について、廊下の天井の高さは何メートルか。

A. 2.5m です。

Q. 仕様書には入っていない9階廊下の壁塗装について、扉も塗装するのでいいのか。

A. 扉の塗装は不要です。壁面のみ白色に塗装してください。